

○経済産業省告示第八十一号

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格K四八〇一（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬
- 二 日本産業規格K四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

附 則

この告示は、公布の日から施行する。